

敦煌本瑜伽論分門記に就いて

諏訪義讓

一、緒言

私は嘗つて宗教研究の第七卷第三號に於て敦煌新出の瑜伽論手記に關し聊か解説を試みた。その折や、獨斷的であつたが、瑜伽論手記が分門的性質をおびてゐること及び法成の講述と見做さるゝ點等より推察して、或ひは『法成述』と傳ふる瑜伽論分門記の一群も所詮、此の手記の異名同本に非ざるかと、¹⁾假説しておいた。その後、私は幸にも羽田教授に依つて瑜伽論分門記の内容を些細に點檢する機會を與へられた。以下それを敘述してみようと思ふが、茲に敢へて此の一篇を草するは本疏分門記の述者が吐蕃(Tu-fan; Tubod; Tibet)²⁾の沙門なる法成(Chos-Grub)³⁾にして、西藏佛教と淺からぬ關係を有すると考へたからに他ならぬ。

- (1) 該誌 八七頁
- (2) Bretschneider; *Medieval Researches*, vol. II, p. 22—23.
- (3) *Journal Asiatique*, 1914, p. 142.

二、本疏の名稱と内容

藏傳攝大乘論より見たる二三の問題

私が此のたび調査し得たのは例の Paul Pelliot 氏が敦煌の石室から持ち歸つた遺書中の三篇で、氏が羽田教授の下に廻送し來つた寫真版である。その三篇とはペリオ氏の漢籍目錄に

2122. 瑜伽師地論 par Fa tchang (法成). Sect. 15-20. Au verso, notes bouddhiques diverses.

2038. ch. 34 du 瑜伽論

2039. ch. 44 du 瑜伽論 du 法成

と出づるものにして、私が曩きの宗教研究に順次(2)(5)及び(1)₁の番號を附したのに相當する。

先づ注意すべきは此の目錄に示さるゝ題名と實際上文書に見ゆるそれとの相違である。尠くとも此の目錄の記載のみに據れば、總べて是れ瑜伽の本論であり、且つ瑜伽論を無着 (Asaṅga) の述作と爲す限り恰も法成の譯出の如くである。その結果は現存玄奘譯の他に法成の一譯を増すこととなる。多くの東洋學者は然く解したのであろうしまた恐らく將來も解するであらう。併し出土文献は全く異なる事實を示してゐる。左に掲ぐる題記は明かにそれを證すると思ふ。後節に於て内容述者記者を考察する便宜もあれば此處に各篇各卷の題簽並びに識語を盡く列記しておく。

(A) ペリオ目錄 No. 2122. 寫真版全十七葉より成る。(冠頭は該寫真版の頁數にして中間は本文を以て満たさるべきものとする。)

(一) 第十六卷初下至廿卷計五卷

瑜伽師地○師地の二字抹消の跡あり論十七地中第十一思所成地分門記國大德三藏法師沙門法成述

(四) 第六十○六十の二字返り點あり 卷訖

第十七卷分門記

(五) ……約三行程の中間餘白あるも科段に切斷を認めず……

(九) 瑜伽論第十七卷竟

瑜伽論第十八卷初分門記

……約四行程の中間餘白あるも科段に切斷を認めず……

(四) 瑜伽論分圖十八卷竟 已下第十九卷

(七) ……第十九卷終らずして斷片

(是れに據つて本篇は最初に第二十卷迄の分門記と記すと雖もそれに及んでゐない事を知るべからである。況んやペリオ氏が目錄に“Sect. 15—20”と言ひし如きは首尾、事實に相違する。)

(B) ペリオ目錄 No. 2038。寫真版全八十葉より成る。

(一) (斷片不明) 地論分門圖記初廿一卷至卅四卷末分門記也

瑜伽師地論本地分中聲聞地分門記 沙門談迅 福慧

(七) 瑜伽論第廿一卷分門記竟 談迅 福慧

敦煌本瑜伽論分門記に就いて

瑜伽論第廿二卷分門記初

(二) 瑜伽論第廿二卷分門記竟 談迅 福慧

瑜伽論第廿三卷分門記初

(五) 瑜伽論○伽字小さく論字の肩に挿入さる第廿三卷分門記竟 談迅 福慧

瑜伽論第廿四卷分門記初 大番國都統三藏法師法成述

(三) 瑜伽論第廿四卷竟

瑜伽論第廿五卷分門初記○初記の二字顛倒すべきか

(六) 第廿五卷瑜伽論竟 談迅 福慧隨聽

第廿六卷瑜伽論分門記初 國大德三藏法師法成述

(三) 瑜伽論第廿六卷竟 分門記

瑜伽論第廿七卷分門記 國大德三藏法師法成述 談迅福慧聽

(六) 瑜伽論第廿七卷竟

瑜伽論第廿八卷 國大德三藏法師法成述 談迅 福慧隨聽記

(四) 瑜伽論第廿八卷竟○後より塗抹さる分門記竟 談迅 福慧

此卷中有八卷分門記初廿一卷乃至廿八卷已來後學者知之……卷改まる。

(四) 瑜伽論第廿九卷分門記 國大德三藏法師法成述 談迅 福慧隨聽

(三) 瑜伽論第廿九卷分門記竟

瑜伽論第卅卷分門記 國大德三藏法師法成述 談迅 福慧隨聽

(五) 瑜伽論第卅卷分門記竟

瑜伽論第卅一卷分門記 談迅 福慧

(六) 瑜伽論第卅一卷分門記竟

瑜伽論第卅二卷分門記 國大德三藏法師法成述 談迅 福慧隨聽

(七) 瑜伽論第卅二卷竟

瑜伽論第卅三卷分門記 國大德三藏法師法成述 談迅 福慧

(八) 瑜伽論第卅三卷分門記竟

瑜伽論第卅四卷○卷字挿入せらる分門記 國大德三藏法師法成述 談迅 福慧

(六) 瑜伽論第卅○卅字挿入せらる四卷分門記竟

(是れは當初にある如く瑜伽論の第二十一卷より第三十四卷に至る完全なる分門記である。若し(A)篇にして第二十卷まで備つてゐたとすれば第十六卷より第三十四卷末に至る分門記を一目にして見得たのであろう)

敦煌本瑜伽論分門記に就いて

(C) ペリオ目録 No. 2039。寫真版全四十六葉より成る。最初に『淨土寺藏經』¹⁾の印がある。

(一) 瑜伽論第冊四分門記 國大德三藏法師法成述 談迅 福慧

(七) 瑜伽論第冊四卷竟

瑜伽論第冊五卷分門記 國大德三藏法師法成述○法字挿入さる 談迅 福慧聽

(三) 瑜伽論第冊五卷分門記竟

瑜伽論第冊六卷分門記初 國大德三藏法師法成述 談迅 福慧

(六) 已上初持瑜伽處分門十六品究竟

瑜伽論第冊六卷分門記竟

瑜伽論第冊七卷分門記初 國大德三藏法師法成述 談迅 福慧隨

(五) 瑜伽論第冊七卷分門記竟 談迅 福慧

瑜伽論第冊八卷分門記 國大德三藏法師法成述

(四) 瑜伽論第冊八卷分門記竟

瑜伽論第冊九卷分門記 國大德三藏法師法成述 談迅 福慧

瑜伽論第冊九卷分門記竟 談迅 福慧

瑜伽論第五十卷分門記初 國大德三藏法師法成述

(嬰) 第五十卷竟 本地分竟 談迅 福慧

(かくして此篇は第四十四—五十卷の完備した分門記である。尙ほ以下続くべき事は橘氏本に第五十一、二、六、九卷の分門記あり、ペリオ本にも瑜伽論決擇分分門記……No. 2093; 210……

あるに依つて察し得る)

以上の表題に據り是等の三點が何づれも瑜伽の本論に非ずして『瑜伽論分門記』なる事を認め得るであらう。

是れはその内容を討檢するとき一層確實となる。三篇は共に同じ組織を持つてゐるが特に瑜伽論第三十三卷の初めに相當する部分を摘出してみる。寫真版はB篇 No. 2098 の第七十葉である。

瑜伽論第卅三卷分門記

聲聞地第二廣 ○解字
な脱す 中

第四廣解得果瑜伽處分二

一略釋 二廣解

初文分四

一立生起

二以頌略釋分十一

敦煌本瑜伽論分門記に就いて

瑜伽論第卅三卷得果瑜伽處手記²⁾

聲聞地第二廣解中

第四廣解得果瑜伽處分二

一略釋 二廣解

初文分四

一立生起。故論文言復次等也

二以頌略釋分十一

一明七作意相

二○明字
心脱す離欲四靜慮相

三明四無色定相

四明無心二定相

五明五通相

六明色無色二定生差別相

七明離欲○等字
心脱す相

八明四諦十六行相

九明現觀相

一明了相等七作意相。故論文言七作意也

二明離欲四靜慮相。故論文言離欲也

三明四無色定相。故論文言及諸定也

四明無心二定相。故論文言廣辯二定也謂

無相滅盡相定也

五明五通相。故論文言五神通也謂靜慮等

八定果也

六明色無色二定生差別相。故論文言生差

別也

七明離欲等相。故論文言諸相謂離欲色二

界欲也此上七門依世道立果也

八明四諦十六行相。故論文言觀察於諸諦

也謂四決擇分修行人也。

九明現觀相。故論文言如實而通達也此則

是其見道位也

十明修道相

十明修道相。故論文言廣分別於修也此則是習修位也

十一明究竟果相

十一明究竟果相。故論文言究竟爲其後也此則是其無學位也

三三七作意等惣要義分四

第三三七作意等惣要義分四

内容の轉載は此の邊で止めるが大體右の上段の如くなるを以て見ればベリオ氏が目錄に言ふ様な瑜伽師地論でないのは勿論、極めて簡單なる分門的表記に過ぎぬ。従つて瑜伽論『分門記』とは正に相應しき名稱である。尙ほA篇の寫真版第十四葉に『瑜伽論分圖十八卷云々』⁴⁾と見え、B篇の同第一葉に『……地論分門圖記云々』⁵⁾とある故、或ひは瑜伽論分圖又は瑜伽論分門圖記と稱して可なるものであらう。

(1) 橘氏將來の法成譯諸星母陀羅尼經の末尾にも此の藏印ある由が羅振玉氏の編せし目錄に見ゆ。淨土寺は甘州にあつたのであらう。

(2) 下段は『瑜伽論手記』にして後節にて内容を比較せんが爲めに掲げた。此の手記が玄奘譯の瑜伽論を基本とし、て注疏を爲せしものなる事は前述宗教研究に於て論じておいた。

(3) 原文は逐字的叙述であるが便宜上私が改行分段した。

(4) 前掲識語参照

敦煌本瑜伽論分門記に就いて

(5) 同上

三、本疏の述者と記者

本疏の述者は題簽を列ねた處に示さるゝ如く明かに法成である。法成はその題下記に於て多く『國大德三藏法師法成』となつてゐるが、唯一ヶ所B篇の寫真版第十五葉に見える様に『大番國』¹⁾の沙門であつた。大番は時に『大蕃』²⁾とも文献に顯はれ、吐蕃即ち現代の西藏を指す事は言ふまでもない。而してこの『大番』の國名が偶然の脱落に非ざるは、本疏に屢ば繰り返へされそれが殆んど當然の記述法の如くなるに依つてすでに察し得るが、尙ほA篇寫真版第一葉に於て『分門記』に續き全く『大蕃』の二字を入るゝ餘地なく近接して『國大德云々』とあるのによつても確認し得る。如上の省略は『釋迦牟尼如來像法滅盡之記』を始め法成の關係したるものによく見出す。由來是れは何故であつたのであらう。私は寡聞にしてかゝる疑問を提出し若しくば見解を加へた人を知らない。併し次の如く想ふ。即ち法成の住した沙州甘州³⁾の地方が唐の末期に西藏より支那に回收された爲め吐蕃國の沙門と名乗るを憚つたのであると。

何人も知る如く是等の地方は安史の内亂(755—763)以後、完全に吐蕃の手中に陥つた。法成が沙州に在りし癸丑即ち太和七年(833)⁴⁾の頃は上に佛教外護の贊普(bTsan-Po)可黎可足(Khri-gTsu-g-

Ide-b'Isan) がゐて極めて平隱であつた。開成三年(838⁵⁾) 此の王は死して弟の達磨(Dang-Dharma)が即位した。宗教傳説に従へば達磨は國粹主義の人にしてボン(Bon)教の復興を企て甚しく佛教を破壊したと言ふ。さればその排佛は遠く沙州甘州にまで及ばざりしといへ多少の動搖は免れなかつたと察せられる。而して達磨はその壓迫政策の爲め却つて會昌二年(842)に弑逆された。吐蕃は茲に内亂を發して國家の統一を失つた。そは中央に止まらずして甘肅地方まで四分五裂の有様となつた。當時邏些(Thas)を中心とする消息は全く斷ゆるのであるが、幸にして唐に比較的近き是等の地方の狀況は唐代史料に窺ひ得る。此の頃、甘肅地方を最も擾亂したものは論恐熱と婢々であつた。此の二人の抗爭は疑ひもなく咲き誇る沙州甘州の佛教道場を禍したのであらう。かゝる亂脈を平和に克復したのが有名なる沙州の張義潮である。舊唐書宣宗本紀大中五年(851)の條には

八月……沙州刺史張義潮遣兄義澤以瓜沙伊肅等十一州戶口來獻。自河隴隱蕃百余年至是悉復隴右故地。以義潮爲沙伊等節度使……十一月沙州置歸義軍以義潮爲節度使。

と見ゆる。新唐書及び通鑑は是れを大中五年十月の來獻……是れが正し……とし十一州の名も盡く擧げ明かに沙州甘州をその中に含んでゐる。併し通鑑唐紀六五大中年間の下に

五年春正月壬戌。天德軍奏攝沙州刺史張義潮遣使來降。義潮沙州人也。時吐蕃大亂。義潮陰結豪傑謀自拔歸唐。一旦帥衆被甲諜於州門。唐人皆應之。吐蕃守將驚走。義潮遂攝州事。奉表來降。

と記されてゐるから尠くとも沙州は大中五年正月以前……或ひは大中四年中……に張義潮の手に收められたらしい。而して既にその十月、十一州を盡して歸唐したのである。私は張義潮がかくも容易に平定したのには相當の理由があつたと考へる。それは大中四年(860)九月前述の婢々が利あらずして甘州の西境に退いた事がある。此の際、論恐熱は大いに勢力を得て河西の八州を却掠した。その亂暴狼藉の有様は新唐書吐蕃傳及び通鑑に充分記されてゐる。蓋し義潮の收拾は此の殘逆の反動に機を得たものゝ様である。その後、舊唐書懿宗本紀には咸通七年(866)恐熱が部下に斬殺されし由を奏したのも沙州の張義潮と見え、同八年(867)自ら入朝して唐に留まるに至るまで沙州の地に治してゐた。されば橋本瑜論分門記の奥書に見ゆる大中十年(846)及び十二年の頃、法成が生存してゐたとすれば明かに張義潮の下にあつたのである。張義潮に繼いで沙州に據り是等の地方を領したのは曹義金である。彼れは羽田教授の敦煌遺書の中にさへ大衆轉經の供養を爲した疏文が四通まで存するを見れば佛教信者であつたに相違なく、推して考ふれば張義潮その人もその地にあつて佛教崇拜の爲政者であつたろう。果して然らば法成はその保護を強ち得ないまでもその治世に安じて譯述に力を用ひ得たと信する。併し乍ら否定し得ざるは張義潮の收拾によつて主權の基くところを移動した事である。換言すればそれまで吐蕃の領土なりし沙州甘州の地が一朝にして唐の版圖となつた。是れ吐蕃の沙門なる法成に殊更ら『大蕃國云々』の記載を遠慮するに至つたものと推測す

る。

因みに法成が大蕃國の『都統三藏』⁷⁾であつた事を見逃してはならない。都統は唐の天寶以後にありては兵馬の權を握る武官に與へられた官號であつた。言ふ迄もなく此の頃、吐蕃に於ては既に僧侶が政治上重要なる位置を占むるに至つてゐるからかゝる意味の官號であつたかも知れぬ。併し私はむしろ宗教上の僧綱と見做したい。大宋僧史略によれば魏の文帝が曇曜に勅して『沙門都統』と爲したのが始めであると言ふ。此の都統がウイグル語の *tutung*⁸⁾ である事は疑ひないが西藏にも果してかゝる僧位が存したのであらうか。私は此の原語及び譯例に關し何人かの教示を得れば幸甚と考へる。

次に本疏の記者であるが、題下の處々に『談迅、福慧』の名を見出す。即ち矢吹博士が『談迅、惠稱』とされたものである。私は是れを曩きの宗教研究に於て『談迅、稱慧』の誤りであらうと指摘し同時に『稱』は『福』とも看取せらるゝと述べた。而して今回は等三點の瑜伽論分門記を閲覽するに及んで『福慧』と認むべきであると信ずるに至つた。

此の二人は B 篇寫真版第一葉に『沙門談迅、福慧』とあるゆゑ明かに沙門であつた。而して矢吹博士は『單に筆者なるか作者を兼ねるか今之れを詳にせず』⁹⁾と言はれたが、本疏の記載によつて愈よ作者……述作者を意味す……を兼ねたのでない事を決し得る。B 篇寫真版第二十六葉には『談迅

『福慧隨聽』とあり同第三十八葉には『談迅、福慧隨聽記』とさへある。是等は二人が法成の講述を聽くに隨つて筆記した事を示すものである。と共に尙ほ此の二人が法成と同時代の弟子なる事をも物語つてゐる。茲に想ひ起すは石濱氏が橋氏將來の瑜伽論分門記の奥書より法成と時代を同ふせる智慧山と言ふ弟子の存せしを發見された事である。してみれば法成には尠くも三人の弟子があつたと知るべきである。

是れは單に私の推察であるが談迅、福慧は吐蕃の沙門でなかつたらうか。已に唐代の僧傳にそれらしきを見出さず且つその名稱は何となく西藏語の意譯めてゐる。私は是れを將來に於ける西藏譯經の研究に俟つものである。

- (1) 題發掲載の條參看。
- (2) 長慶唐蕃會盟碑文
- (3) B.E.F.E.O, 1908, p. 513, ヘルオ目錄 No 2794 參照。沙州は即ち敦煌。
- (4) 羽田教授說。支那學第三卷第五號六七頁。
- (5) 多田等觀氏の 901 A.D. 說は採るに足らぬ。宗教研究第三卷第二號一一一頁。
- (6) 石濱氏說。支那學第三卷第五號六一頁。
- (7) 前掲題下記參看。
- (8) 羽田教授の『回鶻譯本安慧の俱舍論實義疏』註解十四參照。尙ほ私が僧史略に都統の記事あるこゝ見逃してゐる

たのに對し羽田教授が助言を與へて下さつた事を記しておく。

(9) ロートグラフ解説目錄(大正六、五)二九頁。

四、本疏と手記

前記瑜伽論分門記の内容を下段に示した瑜伽論手記と對比すれば誰しもその分門及び用語の全く相一致するのに驚くであらう。只だ異なるところは分門記が所謂分門のみなるに對し手記は加ふるに漢譯論文を引用し且つ隨處に注釋を施してある點である。されば分門記は手記の分門圖記の部分だけを抽出したものに過ぎぬと稱しても然るべきである。

併し事實上、手記より分門記が成立したか否か未だ決定し難いものがある。と言ふのは前述の如く分門記にも法成が講述せしを談迅福慧が『隨聽記』したと明記せらるゝから。尤も茲に『隨聽記』とあるのは手記の時『隨聽』¹⁾したのであるゆえその科文の部分のみを採出して製作した分門記にも推し及ぼしたのであるとも解し得る。が是れは少々穿ち過ぎた見解であると思ふから私は姑く獨立的に講述されたものと認めておく。

而してその成立は何づれにするも同一人の講述なる事には異論があるまいと信ずる。是れは瑜伽論手記の述者を愈よ決定せしめるものである。改めて繰返へすまでもなく本疏分門記には隨聽者と

して談迅福慧の名が擧げられ述者として明かに法成と記されてゐた。併し手記には法成の名は勿論何等述者と覺しき人名を發見し得なかつた。で私はその蕃本の引用及びその學解等の點より法成を講述者に比定した。然るに今、分門記を見るに法成を述者とし、その文段、用語が全然手記と一致する故、手記の述者も法成と決してよい。尙ほ私は手記の筆者としてペリオ本には法鏡を見出したのみであるがシユタイン本には分門記と同様な談迅福慧の名が明かにある。かく隨聽者まで同じである以上は一方の述者が法成であれば他方も法成であるに相違ないからである。

叙上によつて瑜伽論分門記の性質及び手記との關係は明瞭になつたと思ふ。而して是等はペリオ氏の目錄に何づれも瑜伽論又は瑜伽師地論とのみ記されてゐた。従つて同目錄に瑜伽論と出づれば直ちに分門記か手記かであつて瑜伽の本論は全く存しない様に考へらるゝかも知れぬ。併し是れはまた早計であつて實際上本論もあり得ると推定される。それは既に私が手記の解説の追記に示しておいた如くシユタイン本の中には確かに瑜伽の本論があるし、又羅振玉氏の製した橋本の書目にも瑜伽論分門記と判然區別して掲載された瑜伽師地論が全十七卷あるからである。さればペリオ氏の目錄に關する限り文書に當らねば論疏何づれとも決定し難い。

かゝる見地より私が嘗つて宗教研究に列記しておいた瑜伽論に關する敦煌本の中、分門記と定め得るのは(1)(2)(3)(5)(7)(8)(9)(10)及び私が新しくペリオ本より摘出した(i)(ii)(iii)(v)(vi)であり、手記と見做し

得るのは(4)(6)(13)である。而して瑜伽の本論と爲して間違ひないのは前述橘氏本十七卷を代表する(11)(12)並びに(16)(viii)であらう。その他のペリオ本なる(iv)(vii)と尙ほ私が同目録から見落してゐた

(ix) 瑜伽師地論第三卷 No. 2247

(x) 瑜伽師地論第十卷 No. 2344

などは論疏全く判明しない。かく分類し來れば残るは(14)(15)の二點⁴⁾である。想ふに前者は分門記、後者は手記の斷片でなからうか。是等未決定のものは將來の檢出を俟つべきである。羽田教授より承るところに依ればシュタイン氏の漢藉敦煌遺書は遠からず寫眞版を以て分布されると言ふ。何づれ私が矢吹博士の目録を通じて拾ひ出した以外に瑜伽論關係のものも多くあると信ずる。のみならずペリオ氏の目録と雖も No. 2001-3511 及び 4500-4521 の書目に過ぎぬからまだ發見する望みがないではない。併し私は曩きの宗教研究と本誌に於て一通り敦煌本の瑜伽論疏に關し概説し得たと思ふから姑く筆を絶つ事とする。

- (1) シュタイン本の手記にあり宗教研究追記參照。
- (2) 是等の番號は宗教研究に前後同じ字型となつてゐるが誤植である。私は次號に訂正しておいた。
- (3) 宗教研究に舉げたのに加ふべきである。
- (4) 瑜伽師地論科共二卷(15) 瑜伽師地論釋共二卷

(一九三〇、六、二八)